

平成 21 年 4 月 30 日

各位

会 社 名 株式会社 クラレ  
代表者名 取締役社長 伊藤 文大  
コード番号 3405  
上場取引所 東証・大証第一部  
問合せ先 IR・広報部長 藤波 智  
TEL (03) 6701-1070

## 当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 6 月 20 日開催の当社第 126 回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「原プラン」といいます。）を導入することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

その後引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月開催予定の当社第 128 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、以下の内容の当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本プランの有効期間は、原プランの有効期間の満了時から平成 24 年 6 月開催予定の当社第 131 回定時株主総会の終結時までといたします。

本プランの内容につき、原プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・ 原プランでは、対抗措置発動の手續として、当社取締役会が特別委員会（下記Ⅲ.3.(1)をご参照ください。以下同じです。）に対する諮問を行い、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の是非を判断することを基本としていましたが、本プランでは、この手續のほかに、所定の場合には、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会（下記Ⅲ.2.(4)(i)(ア)②において定義されます。以下同じです。）を招集することもできることといたしました。
- ・ 特別委員会の委員は、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものといたしました。
- ・ 本プランの有効期間を 3 年といたしました。
- ・ 本新株予約権（下記Ⅲ.2.(4)(ii)において定義されます。以下同じです。）の取得に関し、非適格者（別添 3 第 7 項において定義されます。）が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として現金の交付は行わないことを明示いたしました。
- ・ 株券電子化、金融商品取引法等の施行に合わせて、関連部分を変更いたしました。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、及び当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、引き続き行ってまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I. に記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

### 1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）は、高分子化学、合成化学及び繊維工学並びにそれらの周辺領域における独創性の高い技術力と、これを市場のニーズにマッチさせるためのアプリケーション開発力にあります。当社は、創業以来の企業文化である「世のため人のため、他人のやれないことをやる」に表される、事業を通じて社会に貢献する姿勢と、常に先駆者たらんとする進取の気性を精神的支柱として、酢酸ビニル系・イソブレン系のコア事業を中心に、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品など、多くの事業分野で世界市場をリードす

るユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。また、独自技術の開発や先駆的事業の立上げには、長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独自性の高い技術・ノウハウの蓄積、粘り強い開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、他社の追随を許さないものであり、当社の競争優位性をさらに向上させております。こうした当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

これらのコア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に結び付けるためには、中長期的な視点で研究開発・市場開拓に努め、市場動向を見極めたタイムリーな施策により持続的な成長を実現していく必要があると考えます。

このことから、当社は、昭和 59 年以降、中期経営計画の策定・実施を通じた事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。

最近では、平成 18 年度より、将来あるべき企業像を表現した「10 年企業ビジョン」を掲げ、これに向けた平成 18 年度～平成 20 年度の 3 ヶ年計画として中期経営計画「GS-21」に取り組み、以下の諸施策を実施してまいりました。なお、「GS-21」の詳細については、当社の平成 18 年 3 月 16 日付のニュースリリース「新中期経営計画「GS-21」」をご参照ください。<http://www.kuraray.co.jp/release/2006/pdf/060316.pdf>

#### ① 基幹素材事業における競争力の質的向上とグローバルな拡大

ポリアル樹脂事業のアジア拠点の確立（合弁生産会社の持分取得による 100%子会社化）、PVB 事業の拡大とグループシナジーの追求（欧州生産拠点の設備増強、他社の知的財産権の取得、PVB 事業部の新設）、光学用ポリアルフィルム（液晶ディスプレイ向け）・ビニロン繊維（アスベスト代替セメント補強材向け）の設備増強及び増産等を実施しました。

#### ② 新成長領域の拡大に向けた経営資源の重点投入

アクアビジネスの世界的拡大を睨んだアクア事業推進本部の新設及び水処理事業合弁会社の設立、耐熱性エンジニアリング・プラスチックの市場拡大・設備増強、歯科材料事業のグローバル基盤の拡大、人工皮革・不織布の新プロセスの開発と事業化、新エネルギー（太陽光発電・燃料電池等）分野に向けた材料開発を実施しました。

#### ③ 競争劣位にある事業の再編整理

オプトスクリーン事業・リナロール系香料事業からの撤退、アクリルキャスト板事業の国内生産の停止、及び、人工透析膜事業の外部移管を実施しました。

#### ④ グローバル企業としての経営体制の確立

社外取締役（2 名）選任によるガバナンス向上、海外子会社社長の当社執行役員への登用、開発・技術を一元的に統括する CTO（Chief Technology Officer、技術最高責任者）の設置、欧米拠点の統合による地域統括会社の設立、インド子会社及び北欧子会社の設立、グローバル人材育成プログラムの導入等を実施しました。

これらの諸施策を通じて、最終平成 20 年度には売上高 4,500 億円、営業利益 500 億円、ROA（総資産営業利益率）9%、ROE（株主資本当期純利益率）7%の収益構造を確立することを目指しました。2 年度目の平成 19 年度には、ROA・ROE の目標指標を 1 年前倒しで達成する等、所期の収益構造にほぼ到達しました。しかし、平成 20 年度後半から世界的な経済危機の影響を大きく受けたことにより、最終的に目標指標を達成することはできませんでした。「GS-21」の諸施策により当社の体質強化は進みましたが、現在の経済危機を克服するためには、さらに抜本的な収益構造の回復・向上策が必要であると認識しています。

平成 21 年度より実施する「GS-Twins」（平成 21 年度～平成 23 年度）は、世界的な経済危機の影響により大きく損なわれた収益構造を今後 3 年間で回復させ、「10 年企業ビ



## ② 監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

## ③ 経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは5名とし、うち1名（議長）は当社社長経験者、4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

### 3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。具体的には、連結当期純利益に対する配当性向は30%以上を目標とし、持続的な業績向上を通じて、増配を実施してまいりました。1株当たりの年間配当金は、平成14年度の9円から平成20年度の22円へと拡大しました。さらに、中期経営計画「GS-21」（平成18年度～平成20年度）においては、3年間の配当と自己株式取得をあわせた株主還元率70%を目標として資本効率の向上を目指してきました。3ヵ年の実績は配当性向36%、株主還元率86%となります。

平成20年度後半からの世界的な経済危機下で、当社の収益構造は大きく損なわれていますが、当社は、上記1.のとおり、これを早期に回復する取組みとして、アクションプラン「GS-Twins」を今後3年間で実施いたします。この期間における利益配分として、連結当期純利益に対する配当性向30%以上を継続する方針です。

今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本プランを導入いたします。本プランの導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを現に行っております。また、当社グループは、多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心として、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品など幅広い範囲に及んでおります。

したがって、当社が買付者から買付提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の行っている企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みや個々の事業の状況を踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。そのため、当社は、株主の皆様がかかる買付提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、買付者から一方的に提供される情報だけでなく、現に当社の経営を担い当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通

している当社取締役会から提供される情報並びに当該買付提案に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がこれらの情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者の買付提案の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、買付提案の条件・方法について、買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も確保されるべきであると考えます。

さらに、当社取締役会は、買付者の有する買付け後の当社の経営方針等を含め、当該買付提案の条件・方法等を評価・検討した結果、買付者の買付提案が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し又は株主の皆様が当該買付提案の条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

そこで、当社取締役会は、買付者及び買付提案者（併せて以下「大量買付者」といいます。）に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする買付けに関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付けを防止するために、本プランを導入することを決定いたしました。

本プランは、大量買付行為（下記 2.(1)において定義されます。以下同じです。）を行おうとする大量買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大量買付者に対して、又は、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行い、若しくは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本プランは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、上記 I.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本プランを導入するに際しては、株主の皆様のご意思を反映することが望ましいことはいままでもありません。そのため、当社は、本プランに関して株主の皆様のご意思を反映させるべく、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

また、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株式の大量買付行為に関する提案がなされている事実はありません。当社の大株主の状況につきましては、別添 1 をご覧ください。

## 2. 本プランの内容

### (1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。）がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>注1</sup>について、保有者<sup>注2</sup>の株券等保有割合<sup>注3</sup>の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等<sup>注4</sup>について、公開買付け<sup>注5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>注6</sup>及びその特別関係者<sup>注7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## (2)大量買付者に対する情報提供の要求

### (i)意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
- ② 大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等<sup>注8</sup>を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ③ 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ④ 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します（なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。）。以下別段の定めがない限り同じです。なお、会社法、金融商品取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用するこれらの法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します（なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。）。②において同じです。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

注8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

## (ii) 大量買付情報の提供

大量買付者には、上記(i)の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(i)の意向表明書受領後 10 営業日<sup>注9</sup>（初日不算入とします。）以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「大量買付情報リスト」といいます。）を、上記(i)①の国内連絡先宛に発送します。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として大量買付情報リストの一部に含まれるものとします。なお、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして合理的に決定します。

### (ア) 大量買付者に関する事項

大量買付者及びそのグループの詳細

### (イ) 大量買付行為の具体的内容

- ① 大量買付行為の目的、方法及び内容
- ② 大量買付行為の買付対価の内容、並びに買付価格の算定の基礎及び経緯
- ③ 大量買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存する場合には、その相手方及び内容
- ④ 大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要
- ⑤ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その内容
- ⑥ 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、その内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編等の当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、その内容
- ⑩ 大量買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会等の利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大量買付行為の完了後における独占禁止法又は海外競争法に照らした適法性についての考え方

<sup>注9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実及び大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時かつ適切にその全部又は一部を株主の皆様に公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、株主の皆様に公表いたします。

### (iii) 使用言語

上記(i)の意向表明書の提出及び上記(ii)の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

### (3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下記①又は②に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。）の範囲内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には最長 60 日
- ② その他の大量買付行為の場合には最長 90 日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要なと認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長 30 日間（初日不算入とします。）とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及び当該延長の理由について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合には、下記(4)(i)(ウ)をご参照ください。

#### (4)大量買付行為がなされた場合の対応方針

##### (i) 対抗措置発動の条件

##### (ア) 大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

###### ① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(ii)をご参照ください。）を発動することができるものとし

ます。かかる場合、下記3.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとし

###### ② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

ます。上記①にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとし

##### (イ) 大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

###### ① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を

確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(ii)をご参照ください。）を発動することがあります。

例えば、別添 2 に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要するおそれがあると客観的に合理的に判断される場合、これに該当するものと考えます。

なお、別添 2 に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、上記の対抗措置を発動することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置を発動することがあります。

かかる場合、下記 3.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

## ② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

### (ウ) 株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大量買付行為を開始することができるものとします。

### (ii) 対抗措置の内容

当社取締役会は、上記(i)(ア)又は(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

なお、本新株予約権の概要は、別添 3 に記載のとおりとします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

### 3. 本プランの合理性及び公正性を担保するための仕組みについて

#### (1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

##### (i) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の特別委員会の委員には、塩谷隆英氏、青本健作氏、小野寺弘夫氏、及び藤本美枝氏の合計4名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別添4に記載のとおりです。

##### (ii) 対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。但し、上記2.(4)(i)に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

##### (iii) 特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

#### (2) 株主の皆様のご意思の確認

##### (i) 本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決議しております。したがって、本定時株主総会において出席株主の皆様

様の議決権の過半数のご賛同を得られない場合には、本プランは導入されないものとし、原プランについても有効期間の満了により終了いたします。

#### (ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記 2.(4)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

#### (3) 外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての十分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、及び対抗措置の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法等を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとしします。

#### (4) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記①又は②の場合に該当することとなった具体的な事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとしします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止又は撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

#### (5) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、平成 24 年に開催される当社第 131 回定時株主総会の終結時までとしします。但し、本プランは、本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として導入されるものですので、本定時株主総会において、本プランについて出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとしします。

また、当社取締役会は、基本方針に反しない範囲、又は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制、裁

判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、平成 22 年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更について、検討の上、決定します。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

#### **4. 本プランの合理性について**

##### **(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、当社取締役会が大量買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大量買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

##### **(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること**

本プランは、上記 1. に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

##### **(3) 株主の皆様のご意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）**

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本定時株主総会において出席株主の皆様のご意思の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、上記 2.(4)(i) に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

さらに、上記 3.(5) に記載のとおり、本プランの有効期間は、平成 24 年に開催される当社第 131 回定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されます。

加えて、当社の取締役の任期は 1 年となっていますので、たとえ本プランの有効期間の満了前であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくこと

も可能です。

したがって、本プランの導入、廃止及び変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### (4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 2.(4)(i)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

#### (5) 特別委員会の設置

上記 3.(1)(i)に記載のとおり、当社は、本プランの導入に当たり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用又は対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記 3.(5)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は 1 年となっておりますので、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

### 5. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日（別添 3 第 1 項において定義されます。以下同じです。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 3.(4)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回をした場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### **(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手續**

本新株予約権の割当手續に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

## **6. その他**

本プランは、本日開催の当社取締役会において社外取締役 2 名を含む当社取締役全員の賛成により決定されたものです。当該取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛同しております。

別添 1

**当社の株式の状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）**

1. 発行可能株式総数：1,000,000,000 株
2. 発行済株式総数：382,863,603 株
3. 大株主の状況：

株主名	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	35,438 千株	10.18 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,153	7.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4G）	17,956	5.16
全国共済農業協同組合連合会	13,695	3.93
日本生命保険相互会社	13,061	3.75
明治安田生命保険相互会社	8,066	2.32
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	7,303	2.10
第一生命保険相互会社	5,352	1.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	5,128	1.47
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）		
リミテッド（ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社）	4,750	1.36

(注) 出資比率は自己株式（34,647,544 株）を控除して計算しています。

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

- (1) ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大量買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (5) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、その他の条件の具体的内容（買付けの時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等。詳細については本文Ⅱ.1.をご参照下さい。）が著しく毀損され、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合

### **本新株予約権の概要**

1. 本新株予約権の割当総数  
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。
2. 割当対象株主  
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件  
①特定大量保有者<sup>注1</sup>、②特定大量保有者の共同保有者<sup>注2</sup>、③特定大量買付者<sup>注3</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは、⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者<sup>注4</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）

<sup>注1</sup> 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者又はこれに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>注2</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

<sup>注3</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者又はこれに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>注4</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた

は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

### **特別委員会委員の略歴**

1. 塩谷 隆英
  - 昭和 41 年 4 月 経済企画庁 入庁
  - 昭和 62 年 7 月 通商産業省産業政策局商政課長
  - 平成 2 年 7 月 経済企画庁長官官房秘書課長
  - 平成 5 年 6 月 経済企画庁国民生活局審議官
  - 平成 7 年 6 月 国土庁計画調整局長
  - 平成 9 年 7 月 経済企画庁調整局長
  - 平成 10 年 6 月 経済企画事務次官
  - 平成 12 年 2 月 総合研究開発機構 (NIRA) 理事長
  - 平成 17 年 5 月 大学共同利用機関法人国際日本文化研究センター運営会議委員 (現任)
  - 平成 20 年 4 月 桜美林大学客員教授 (現任)
  - 平成 20 年 6 月 当社取締役 (社外取締役) (現任)、財団法人経済調査会会長 (現任)
2. 青本 健作
  - 昭和 38 年 4 月 日本輸出入銀行 入行
  - 平成元年 6 月 同行営業第 4 部長 (資源融資部)
  - 平成 3 年 4 月 同行総務部長
  - 平成 5 年 10 月 同行欧州・中東・アフリカ担当 外事審議役 (ロンドン駐在)
  - 平成 7 年 1 月 同行理事
  - 平成 10 年 6 月 同行副総裁
  - 平成 12 年 6 月 財団法人海外投融資情報財団理事長
  - 平成 17 年 1 月 三井物産株式会社顧問 兼 三井石油開発株式会社顧問
  - 平成 20 年 6 月 当社取締役 (社外取締役) (現任)
  - 平成 21 年 1 月 三井物産株式会社参与 (エネルギー本部・プロジェクト本部) (現任)
3. 小野寺 弘夫
  - 昭和 38 年 4 月 日本銀行 入行
  - 平成 2 年 11 月 同行仙台支店長
  - 平成 4 年 6 月 同行 退職
  - 同年同月 わかもと製薬株式会社専務取締役
  - 平成 12 年 6 月 信栄株式会社取締役社長
  - 平成 13 年 10 月 東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー (現任)
  - 平成 16 年 6 月 信栄株式会社非常勤顧問
  - 平成 17 年 2 月 同社非常勤顧問退任
  - 平成 18 年 6 月 当社非常勤監査役 (社外監査役) (現任)
4. 藤本 美枝
  - 平成 5 年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
  - 同年同月 新東京総合法律事務所 (現 坂井・三村・相澤法律事務所)
  - 平成 15 年 1 月 新東京法律事務所 (現 坂井・三村・相澤法律事務所) パートナー (現任)

- ※ 藤本美枝氏は当社の社外監査役候補者（本定時株主総会で選任後、就任予定）です。
- ※ 当社と上記各氏との間に特別な利害関係はありません。

以 上